

公共工事の発注における入札金額の内訳について

令和8年6月
鈴鹿市 技術監理契約課

令和7年12月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条及び第13条に対する、鈴鹿市発注工事の対応は以下のとおりとします。

①労務費等を明示した内訳書の提出	令和8年8月1日以降公告の案件から適用
②労務費ダンプ調査の実施	未定

【対象案件】

鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局が公告・指名通知を行う予定価格200万円以上の競争入札に付する
建設工事

※建設工事：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの。

① 労務費等が明示された内訳書の提出 令和8年8月1日から

工事費内訳書(入札時提出用)

工事名				会社名			
	代表者名			数量	単価	金額	摘要
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
L1 道路改良工事		式	1				
L2 土工		式	1				
L3 掘削工		式	1				
L1 直接工事費		式	1				
L1 共通仮設		式	1			共通仮設費(合計)	
L2 共通仮設費(率計上)		式	1			共通仮設費(率計上)	
L1 純工事費		式	1				
L2 現場管理費		式	1				
L1 工事原価		式	1				
L2 一般管理費等		式	1				
L1 工事価格		式	1				
L1 消費税相当額		式	1				
L1 工事費計		式	1				

(直接工事費のうち、労務費		円)
(直接工事費のうち、材料費		円)
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額		円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金		円)
(工事原価のうち、安全衛生経費		円)

【入札時】

入札参加者は、労務費等を記載した『工事費内訳書』の提出が必要となります。

【契約後】

受注者は、労務費等を記載した『請負代金内訳書』の提出が必要となります。

「労務費等」とは、以下の金額をいいます。

- 直接工事費のうち、労務費
- 直接工事費のうち、材料費
- 現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額
※建築工事は「工事原価のうち、現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額」となります。
- 現場管理費のうち、建退共の掛金
- 工事原価のうち、安全衛生経費

a. 労務費

直接工事費に含まれる労務費を記載してください。

労務費 = 必須項目 + 任意項目

※必須項目は必ず記載してください。

※任意項目は可能な限り記載してください。

表1 工事費内訳書へ記載する内容(労務費) R8.1時点

	記載する工種	備考
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価(材工分離が可能なもの) 	
任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・市場単価の工種 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋工 ・法面工(吹付、法枠) ・鉄筋挿入工(ロックボルト) ・道路(公園)植栽工 ・橋梁付属物工(伸縮継手) ・橋面防水工 ・インターロッキングブロック工 ・薄層カラー舗装工 ・防護柵設置工 ・道路標識設置工 ・道路付属物設置工 ・軟弱地盤処理工(サンドドレーン工法) ・グレーピング工 ・コンクリート表面処理工 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事標準単価の工種 	<ul style="list-style-type: none"> ・区画線工 ・橋梁塗装工 ・構造物とりこわし工 ・コンクリートブロック積工(1割未満の積ブロック・質量150kg/個未満) ・排水構造物工(プレキャストU型側溝、自由勾配側溝) 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の運転労務 ・見積単価(材工分離が不可能なもの) 	

b. 材料費

直接工事費に含まれる材料費を記載してください。

材料費 = 必須項目 + 任意項目

※必須項目は必ず記載してください。

※任意項目は可能な限り記載してください。

表2 工事費内訳書へ記載する内容(材料費) R8.1時点

記載	記載する材料	主な項目
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な材料費 (積上げ計上されているもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生コンクリート ・アスファルト合材 等
任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・雑材料(率計上されているもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料ロス分、目地モルタル、水 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の燃料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油、ガソリン 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設材の賃貸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷鉄板、矢板等のリース料金

c.法定福利費

現場管理費に含まれる法定福利費の事業主負担額（建築工事においては工事原価に含まれる現場労働者の法定福利費の事業主負担額）を記載してください。

算出方法は以下のいずれかとしてください。

1.労務費を算出し、法定福利費を求める場合
労務費総額 × 法定保険料率

2.労務費の算出が困難な場合（目安）
工事価格 × 4 %程度（工事価格当たりの平均的な法定福利費の割合）

3.下請企業から提出された見積書を活用するケース
下請 A 法定福利費 + 下請 B 法定福利費 + …
法定福利費を合算し算出

【参考】

鈴鹿市ウェブサイト：法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出
<https://www.city.suzuka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1012167/1003649/1003650/1003666.html>

d.建退共掛金

現場管理費に含まれる建設業退職金共済制度の掛金を記載してください。

算出方法は労働者の就労予定延べ人数の把握に努め、
1による算出を基本とし、これにより難しい場合は2により算出してください。

1.対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合
就労予定延べ人数 × 共済証紙（退職金ポイント）販売価格

2.対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合
総工事費 × 購入率(1.1/1000～4.8/1000) × (労働者の加入率 ÷ 70%)

3.その他

受注者の判断により、従来の算出方法である「請負代金額 × 1.7/1000」を
購入金額の根拠として使用することは可能です。

【参考】

建退共ウェブサイト：共済証紙・退職金ポイントを購入するとき
<https://www2.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html>

鈴鹿市ウェブサイト：建設業退職金共済制度にかかる事務手続き
<https://www.city.suzuka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1012167/1003610/1003644.html>

【共済証紙の購入について】

共済証紙（退職金ポイント）は必要な分だけ購入してください。
工事費が増えても、必要な日数分購入している場合、共済証紙の追加購入は不要です。

表4 「安全衛生経費」の考え方(土木工事の場合)

費用区分	主な内容	細目	
直接工事費	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱	
	支保工	・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
	土留め	・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)	
	土留め支保工	・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)	
	作業構台	・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
	交通規制	・ 交通誘導警備員	
	仮囲い	・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
間接工事費	準備費	調査費用 ・ 埋設物調査試掘ほか	
	安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用 ・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板・お願い看板
		監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
		安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
		安全管理等に要する費用	・ ヘルメット、保護メガネ、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
	作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度ほか)	
		・ 排気管、圧力計(高圧室内)、照明器具	
	警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函)・ベル、サイレン等警報装置(ずい道)	
		・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
	営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用 ・ 火薬庫など	
現場環境改善費	・ 照明器具、熱中症対策設備		
現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断(一般・特殊健診)	
	安全訓練研修等に要する費用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT	

A 直接工事費

B 間接工事費

e.安全衛生経費

工事原価に含まれる安全衛生経費を記載してください。

安全衛生経費＝

A 直接工事費に含まれる施工に直接必要な安全衛生経費

+ **B 間接工事費に含まれる安全衛生経費**

※直接工事費に含まれる安全衛生経費は必ず記載してください

※間接工事費に含まれる安全衛生経費は可能な限り記載してください。

ただし、これにより難しい場合は、各団体の算出例を参考に記載してください。

【参考】B 間接工事費に含まれる安全衛生経費の算出例

国土交通省HP「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」において各団体の算出例が公開されています。

下表のとおり、安全衛生経費率は労務費の8.9～12.0%となっています。

表3 各団体の算出例における安全衛生経費率

団体名	安全衛生経費率
(一社)日本左官工業連合会	9.0%
(一社)日本橋梁建設協会	12.0%
(一社)全国瓦工事業連盟	9.0%
全国仮設安全事業協同組合	10.2%
(一社)日本機械土工協会	8.9%

<参考>

	労務費に対する割合	工事価格に対する割合(目安)
法定福利費	約16%	約4%
安全衛生経費(率計上分)	約9～12%	約3%

金額を記載する際の注意事項

内訳書には金額の内訳として、

a.労務費 b.材料費 c.法定福利費の事業主負担額 d.建設業退職金共済制度の掛金 e.安全衛生経費の全ての項目を適切に計上し、記載をお願いします。

ただし、当面の間、について、**a.労務費 b.材料費 d.建設業退職金共済制度の掛金 e.安全衛生経費**が次の1)、2)の場合は、以下のとおり記載してください。

※**c.法定福利費の事業主負担額**は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象となりません。

- 1) すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- 2) 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

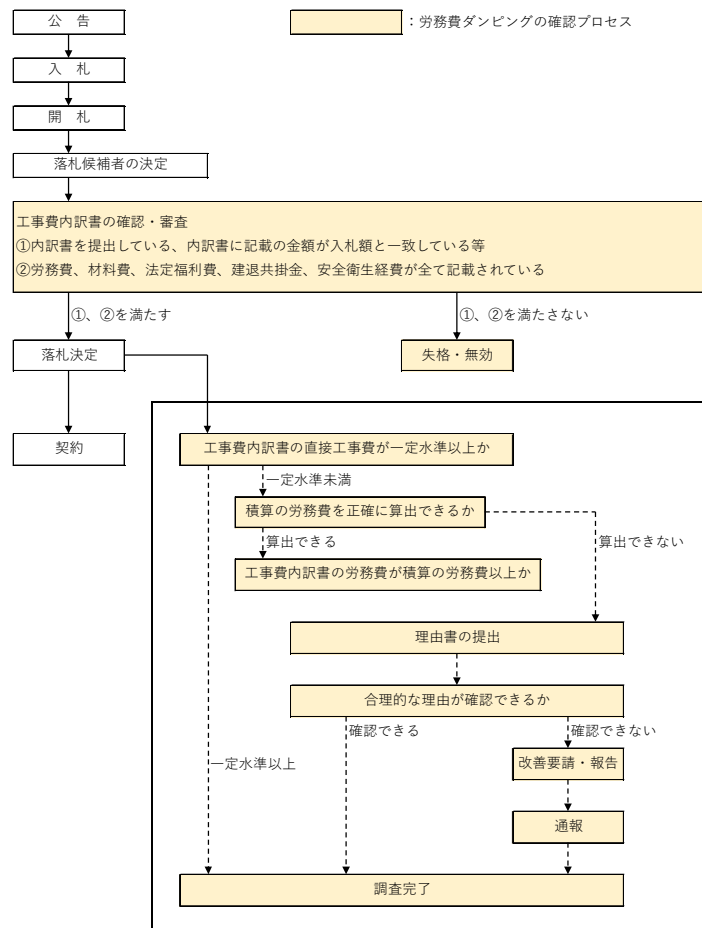
内訳書の記載イメージ ※土木工事の場合

(直接工事費のうち、労務費	a	28,000,000	円)	一部のみ計上
(直接工事費のうち、材料費	b	29,000,000	円)	一部のみ計上
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	c	4,500,000	円)	
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	d	300,000	円)	
(工事原価のうち、安全衛生経費	e	4,000,000	円)	

★入札時に記載した労務費等を契約時に見直す場合、契約後に提出する請負代金内訳書には見直し後の金額を記載してください。

② 労務費ダンピング調査の実施 **実施時期未定**

労務費ダンピング調査対応フロー（案）



- 調査方法の詳細は、決定後に改めて案内します。
- **労務費ダンピング調査の実施日以降、入札時に提出する工事費内訳書の記載が抜けている場合又は様式間違い等により記載事項の欄がない場合は、無効の入札として取り扱いますので、ご注意ください。**